

品川区自転車活用推進計画策定協議会の会議の公開に関する取扱要領

制定 令和4年9月26日 部長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、品川区自転車活用推進計画策定協議会設置要綱（令和4年9月26日要綱第214号）に基づき、品川区自転車活用推進計画策定協議会（以下「協議会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の非公開)

第2条 要綱第7条第1項ただし書きに規定する特に支障があると認められた時とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 会議において取り扱う情報が、品川区情報公開・個人情報保護条例（平成9年10月27日品川区条例第25号）第8条各号に該当するとき。
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められたとき。

2 委員長は、前項各号のいずれかに該当すると認めるときまたは委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、会議の全部または一部を非公開とすることができる。

(会議録)

第3条 協議会の会議録は、その要旨を作成し区ホームページに掲載し公開する。なお、発言者の氏名は公開しないものとする。

(会議資料)

第4条 協議会において配付された会議資料については、原則として区ホームページに掲載し公開する。

(傍聴券の交付)

第5条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。

(傍聴人の定数)

第6条 会議の公開に係る傍聴人の定員は、10名とする。ただし、委員長が必要と認められた時は、この限りでない。

(傍聴人の決定)

第7条 傍聴人は、受付時間内で先着順に決定する。

(傍聴席への入場禁止)

第8条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることはできない。

- (1) 凶器その他人に危害を加え、または迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者。
- (2) はり紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者。
- (3) はち巻、腕章、たすき、ヘルメットの類を着用し、または携帯している者。
- (4) ラジオ、拡声器、マイク、録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者。
ただし、第9条の規定により委員長の許可を得た者を除く。
- (5) 酒気を帯びていると認められる者。
- (6) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者。

(撮影、録音等の許可)

第9条 傍聴人は、傍聴席において撮影または録音を行おうとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項は、委員長が定める。

付 則 この要領は、計画を策定した日にその効力を失う。

(別記様式)

<h2 style="margin: 0;">傍聴申込書</h2>		No. _____
第 回品川区自転車活用推進計画策定協議会		
住 所		
氏 名		
電話番号		
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">割印</div>		<input type="checkbox"/> 録音を希望します。
<h2 style="margin: 0;">傍 聴 券</h2>		
No. _____		
第 回品川区自転車活用推進計画策定協議会		
年 月 日() 時～		
<p style="margin: 0;">品川区自転車活用推進計画策定協議会設置要綱(抜粋)</p> <p style="margin: 0;">(協議会の傍聴)</p> <p style="margin: 0;">第8条 協議会を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は次の事項を守らなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 協議会における言論に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。(2) 前号に定めるもののほか、協議会の秩序を乱し、または協議会の妨害となるような行為をしないこと。		